

北海道内市町村の鳥獣被害への取り組み

メタデータ 言語: jpn

出版者: 室蘭工業大学

公開日: 2009-03-12

キーワード (Ja):

キーワード (En): conflict, wildlife conservation,

municipality, Hokkaido

作成者: 亀田, 正人

メールアドレス:

所属:

URL http://hdl.handle.net/10258/436



北海道内市町村の鳥獣被害への取り組み

その他(別言語等)	Municipalities Tackling Conflicts with
のタイトル	Wildlife in Hokkaido
著者	亀田 正人
雑誌名	室蘭工業大学紀要
巻	58
ページ	103-113
発行年	2009-02-20
URL	http://hdl.handle.net/10258/436

北海道内市町村の鳥獣被害への取り組み

亀田 正人*

Municipalities Tackling Conflicts with Wildlife in Hokkaido

Masato KAMEDA

(原稿受付日 平成20年6月20日 論文受理日 平成20年11月7日)

Abstract

In February 2008, a law was implemented to encourage municipalities to prevent agricultural damage caused by wild animals. It was accompanied by a subsidy program to help municipalities undertake measures of their own choice. We conducted a survey with all the municipalities in Hokkaido on their responses to the law and the program. The result shows: (1) the number of applicant municipalities for the subsidies were small, compared with those that had been tackling conflicts with various wild animals. (2) A few municipalities are planning to take some newer kinds of measures. It may indicate the beginning of a change in the context of wildlife management. (3) The municipalities have a lot of requests concerning the program to the central and the Hokkaido governments. There is a need for them to comply with the requests, as long as they are consistent with wildlife conservation.

Keywords: Conflict, Wildlife conservation, Municipality, Hokkaido

1 はじめに

2008年2月21日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下、特措法)が施行された。翌3月13日から4月18日には農林水産省が、この法律に基づいて市町村の施策を支援するため、鳥獣害防止総合支援事業(以下、総合支援事業)の公募を行った(1)。

特措法は、深刻化する鳥獣による農林水産業被害の防止のための施策を総合的・効率的に推進することを目的としている。農林水産大臣の定める基本指針⁽²⁾に沿って市町村が被害防止計画を作成

*共通講座

し、それに基づいて各種施策を実施する場合には、 国と都道府県がそれを支援するという内容である。 被害防止計画に盛り込むべき事項として掲げられているのは、対象鳥獣の捕獲(上記の基本指針は捕獲機材の導入、担い手の確保、狩猟免許の取得促進などを例示している)、捕獲以外の被害防止施策(同じく侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、生息地の整備、犬などを活用した追い上げ・追い払い、放任果樹の除去、被害防止知識の普及など)、実施体制(同じく被害防止対策協議会、鳥獣被害対策実施隊の設置など)、捕獲鳥獣の処理(同じく適切な処理方法の普及、肉の利活用など)、その他

なお特措法は、被害防止計画が都道府県の鳥獣 保護事業計画および特定鳥獣保護管理計画と整合 性のとれたものでなければならないことを定める

である。

一方、都道府県の同意を得ればその許可権限の一部 (対象鳥獣の捕獲の許可権限など) の委譲を受けることができることとしている。

農林水産省の総合支援事業は、被害防止計画が 作成されていること、または作成されることが確 実に見込まれることを要件として、各市町村の事 業を財政的に、また専門家の派遣などの形で支援 するものである。

従来の鳥獣被害対策は捕獲に大きく依存してきたが、二つの点で行き詰まりに直面している。一つは捕獲に直接携わる狩猟者が高齢化し減少しこと、まずは必要な捕獲ができなくなるということ、もう一つは捕獲だけでは被害が減らないということである。特措法と総合支援事業はこの方である。特措法と総合支援事業はこの方である。特措法と総合支援事業はこの方のとである。特措法と総合支援事業はこの方のとである。特措法と総合支援事業はこの方のとである。特措法と総合支援事業はこの方のといる、特別の各種対策と増強を促進し、他方では各市町村が必要に追り、は獲以外の各種対策に対しては多いの異なる。一個人の関係に対しては被害がある。 を支援し拡充する。のまり、捕獲と捕獲以外という、二つの異なる、往々にして対立するが、各市町村の判断に応じて促進することになる。

このように特措法と総合支援事業は、各市町村 および都道府県の対応次第では鳥獣被害防止と鳥 獣保護の双方が大きく変わっていく転換点となる 可能性を孕んでいる。野生鳥獣の保護管理の観点 からも今後の推移が注目されるところである。

このような関心から、筆者は北海道内の市町村の動向を把握することを目的に、緊急のアンケート調査を実施した。本稿はその結果を報告するものである。

なお、このアンケート調査の実施後、農林水産 省は上記総合支援事業の公募を「第1次公募」と 位置付け直し、5月26日から7月11日まで第 2次公募を行った⁽³⁾。アンケート調査を実施した時 点では、事態がそのように推移することは想定さ れていなかった。

アンケート調査実施時点で「第1次公募」に未応募であった市町村の中から、第2次公募に応募する市町村が現れた可能性はあるが、本稿執筆時点でその結果は判明していない。今後第2次公募終了後の時点で追加のアンケート調査を実施し、今回のアンケートに未回答の市町村を含めて、より確度の高い調査結果を得たい。

このような事情から、本稿はあくまでも中間報告という性質のものとならざるをえない。したがって分析は最小限にとどめ、現在までに収集しえたデータを提示するにとどめることとする。

2 方法

2008年4月11日、北海道内の全180市町村に調査票を郵送し、回答の上郵送にて返信してもらった(付録参照)。回答は、総合支援事業の(第1次)応募締切日にあたる4月18日現在で記入するよう依頼した。全180市町村のうち、60%にあたる108市町村から回答を得た。

調査票は次の7つの質問で構成した。

- 1 被害防止計画の作成状況
- 2 被害防止計画に盛り込む施策
- 3 鳥獣害防止総合支援事業への応募状況
- 4 鳥獣害防止総合支援事業に盛り込む施策
- 5 従来実施してきた鳥獣被害対策
- 6 鳥獣被害対策上の困難・問題点
- 7 国と北海道への要望

3 結果

3. 1 従来実施してきた鳥獣被害対策

調査票の質問順序とは異なるが、まず、これまで鳥獣被害対策としてどのような施策をとってき たかを聞いた結果を表1に示す。

表1 従来実施してきた鳥獣被害対策 								
対象鳥獣	シカ	ヒグマ	カラス	キツネ	アライグマ	ハト	トド	ノイヌ
対策をとってきた市町村	75	61	56	51	24	14	3	3
捕獲	70	56	53	47	20	14	1	3
防護柵・電気牧柵等の設置	34	20	1	3	3	0	0	0
刈り払いによる緩衝帯の設置	1	9	0	0	0	0	0	0
生ごみ・農作物残渣の管理指導	7	23	15	15	6	3	0	0
犬などを活用した追い払い	3	3	2	4	2	0	0	1
住民への普及・啓発	21	45	17	18	8	6	6	1
生息地の整備	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の被害防止施策(具体的に)	4 a	1 ^d	7 e	2 f	2 ^g	0	2 h	0
捕獲鳥獣の加工施設設置	4 b	1	0	0	0	0	0	0
現場技術者の育成	1	1	0	0	0	0	0	0
国や道に専門家の派遣を要請	0	2	0	0	0	0	0	0
専門的知識を有する者に事業の一部委託	8 c	5	4	4	7	1	1	1

表 1 従来宝施してきた島戦被害対策

				100 110 1010	· /			
対象鳥獣	スズメ	「鳥類」	ヒヨドリ	ムクドリ	タンチョウ	カモメ	アシカ	アザラシ
対策をとってきた市町村	2	2	1	1	1	1	1	1
捕獲	2	2	1	1	0	1	1	1
防護柵・電気牧柵等の設置	0	0	0	0	1	0	0	0
刈り払いによる緩衝帯の設置	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ・農作物残渣の管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
犬などを活用した追い払い	0	0	0	0	0	0	0	0
住民への普及・啓発	0	0	0	0	0	0	0	0
生息地の整備	0	0	0	0	1 ^k	0	0	0
その他の被害防止施策(具体的に)	0	0	1 ⁱ	1 ^j	1 1	0	0	0
捕獲鳥獣の加工施設設置	0	0	0	0	0	0	0	0
現場技術者の育成	0	0	0	0	0	0	0	0
国や道に専門家の派遣を要請	0	0	0	0	0	0	0	0
専門的知識を有する者に事業の一部委託	0	0	0	0	1	0	0	0

表1 従来実施してきた鳥獣被害対策(つづき)

- (注1) 数字は当該項目に「〇」または語句を記入した市町村数を表す。
- (注2) 質問対象はこのアンケートに回答を寄せた全108市町村であり、そのうち100市町村がこの質問に回答を寄せた。
- (注3)複数の鳥獣について回答した市町村は89あった。それらの場合、各鳥獣についての回答を1とカウントした。
- (注4)対象鳥獣の不明な回答が2町あった。それらの回答は表に含まれない。
- (注5) アルファベットの添え字はそれぞれ次の回答があったことを表す。
 - a:「爆音器設置」1、「忌避装置」1、「威嚇」1、「囲いわなによる捕獲」1 b:「残滓ボックス設置及び処理」1、「民間」1を含む
- c:「ハイタワーの研究・発信機による移動調査」1を含む d:「電気牧柵購入補助」1 e:「巣の撤去」1、「捕獲小屋設置」1、「爆音器設置」1、「駆除の許可」1、「威嚇」1、「網による侵入防止」1、「はこわな」1 f:「網による侵入防止」1、「はこわな」1
- g:「檻・電気牧柵購入補助」1、「はこわなの貸し出し」1 h:「銃で威嚇」1、「猟友会による威嚇」1 i:「爆音器設置」1
- j:「爆音器設置」1 k:「ねぐらの整備」1 l:「追い払い」1

5割から7割にのぼる市町村がシカ、ヒグマ、カラス、キツネを対象として対策をとっている。 全般に捕獲が最も多くとられる対策であるが、住民への普及・啓発もそれに次いで行われている。 また少数ではあるが、シカ、ヒグマ、カラス、キツネ、アライグマには犬などを活用した追い払いを行う市町村もみられる。

シカについては防護柵の設置が多いのが特徴的であるが、ヒグマでは電気牧柵の設置以上に住民向けの普及・啓発や生ごみ・農作物残渣の管理指導が行われ、刈り払いによる緩衝隊の設置も行われるようになっている。またアライグマに関しては専門家に委託するケースが比較的多く見られる。

3.2 鳥獣被害対策上の困難・問題点

日頃から鳥獣被害対策を行ううえでの困難や、 今後予想される問題を自由に述べてもらったとこ ろ、75市町村から回答があった。内容別に分類 すると、比較的多かったものは表2のとおりであ る。

各分類の典型的な回答の例を挙げると、以下の とおりである(以下、引用に当たっては回答の文 意を損なわない範囲で必要最小限の省略・修正を 加えている)。

(1) ハンターの髙齢化・後継者不足

・猟友会等のメンバーが高齢化等により減少して おり、地域で十分な駆除体制を組むことが困難に

表2 鳥獣被害対策上の困難・問題

内 容	市町村数
ハンターの高齢化・後継者不足	3 7
防除方法の手詰まり	1 8
財政難	1 3
被害増加・個体数増加	1 2
残滓処理の困難	1 1
近隣との協力の必要	4
住民の理解の必要	4
生息状況調査の必要	3
//> /	

(注) 1 市町村が複数の内容を述べている場合、それぞれ の内容を1とカウントした。

なっている上に有資格者の育成が前進しない。

- ・農家はもちろん、住民全体が高齢化しているため、ハンターも後継者不足、経験不足のため、ことが起きてから的確な対応がとれるか不安。
- ・ハンターの高齢化が問題で、お金を出しても有 害鳥獣の捕獲が追いつかないことも予想される。

(2) 防除方法の手詰まり

- ・キツネやカラスによる被害は年々増加傾向にあるなか、住宅地に出没する個体は警戒心が強く箱 わなやくくりわなでの捕獲は難しい。今後どのような捕獲方法が効率的かを検討する必要がある。
- ・当町において、現在カラスの農業被害が問題と

なっている。被害を受けている農業者からは「檻を 設置して駆除してほしい」という要望がある中で、 設置場所の選定、エサの確保、捕獲されたカラス の殺し方、死骸の処分方法、そして誰が管理及び 処理を行うのか?という問題がある。

- ・ヒグマ出没箇所への即応力(通報から猟友会が現地に到着するまでの所要時間)。猟友会が赴いての銃での捕獲は時間的に相当困難。猟友会の身分・休業補償など。実績ある箱わなは、申請・許可(支庁長権限)が困難。
- ・銃器やわなによる捕獲、巡回等を行っているが、 当地域の総土地面積約52,000ha (耕地面 積13,300ha) と広く、被害報告から現場 到着まで時間的なロスがあり、即時対応が行えて いない状況である。
- ・①ヒグマ:電気柵内に侵入した場合は圃場の外に出られず捕獲が困難で危険を伴う。②エゾシカ:当町は有数の軽種馬産地であるため、牧場の近くでは発砲できない。
- ・シカの農作物の被害の場所が住宅街に近いケースにおいて銃を使用しての捕獲が困難な場合等の対応に苦慮している。
- ・住宅街において鳥獣被害が発生した場合の対応。
- ・侵入防止柵設置を予定しているが、希望していない農家の農地に被害が集中することが予想される。
- ・防護柵の設置について、一部市町村でも効果が 上がらない。また防護柵を囲うことにより農作業 の被害は減るもののシカによる角こすりで唐松な どがダメになり、山が荒れてしまう。
- ・白鳥飛来地周辺のついばみ等の被害が近年増加 しているが、追い払いするぐらいしか対策がとれ ない。
- ・トドは国際的に保護が必要な動物とされ、北海 道連合海区漁業調整委員会指示により採捕が規制 されており、採捕に制限があること。

(3) 財政難

- ・町財政が厳しい中、鳥獣害専門の職員の配置がこれからの課題。ニホンジカが増加傾向にあり被害が拡大すれば他業務との兼務では対応できない。・エゾシカ侵入防止柵(金網フェンス)の資材(鋼材)の高騰に伴う事業費の増大。
- ・アライグマの殺処分費用等に多額の費用が必要となっている。
- ・少額な有害鳥獣捕獲手当であるが故に積極的な 捕獲が出来ない。
- ・財政再建団体の当市において新たな事業の取り 組みに市負担分の予算計上が難しいため、地域協 議会の立ち上げも他の協議会構成機関に負担割合 について予め協議しておく必要がある。

(4)被害増加・個体数増加

・現在、道南地域においてエゾシカの個体数が増加しており、今金町においても目撃されている。

- ・シカによる農作物被害、海獣による漁業被害が増加傾向。
- ・駆除数を上回る勢いで増え続ける生息数 (エゾ シカ・アライグマ)。
- ・エゾシカの急激な増加によってヒグマの生息数が増加し、一定の所に長期間とどまるケースが増えており、人間社会エリアまでテリトリーを広げてきている。

(5) 残滓処理の困難

- ・シカ等の捕獲後の処理、処理場搬入の負担。
- ・有害鳥獣捕獲適正時期における食用困難(廃棄 処分にも高額な処理料)。
- ・地元で残滓処理ができないことから費用が増大 してくる。
- ・エゾシカについて、有害捕獲だけで年間2,000頭以上駆除していることから残滓の処理が問題である。地理的にエゾシカの越冬地となっており、一自治体だけで駆除と残滓処理をするのは限界である。

(6) 近隣との協力の必要

- ・各市町単位の被害防止事業では限界があるため、 広域で対策する必要がある。
- ・周辺自治体と協調して対策を講ずることが重要。 単独では単なるやっかい払いにしかならない。
- ・トドの被害について、隣接市町村との連携を取りながら防止対策を検討する必要がある。

(7) 住民の理解の必要

- ・有害鳥獣捕獲は被害防除対策を行っても被害が 改善されない(捕獲以外に防除対策がない)場合 に行われるが、住民(被害者)に対し、駆除実施 前に自らが行わなければならない被害防除対策の 必要性を十分理解してもらうのが難しい。
- ・防護柵・電気牧柵等の設置に向け、住民負担も含めて地域住民への理解を求める必要がある。
- ・被害者は被害を起こしている鳥獣の駆除を望み、 鳥獣の保護を訴える人々は一切の駆除の排除を望 む。この正反対の要望があるということが、被害 対策をいっそう難しくしていると思う。
- ・鳥獣保護に関する法律は「全ての生物種の保護」を基本としていることは理解出来るが、保護のあり方が単なる「かわいそうだ!」という発想で、「えさ」を与える行為が横行し、外来種まで蔓延している。保護活動に携わる関係者が保護の本質を認識して、保護計画(増えた分をどうするかも含め)を樹立し、実行してほしい。保護計画はその鳥獣の負の部分、野性性に対しても責任を持った上で実践してもらいたいものである。

(8) 生息状況調査の必要

- ・「被害防止計画」を作成するために必要な対象鳥 獣の生息状況等の把握。
- ・当地域は道東地域と比較すると鳥獣等の生息調 査等に関する情報が少ないため、長期的に調査を 行わなければならないと考えているが、被害対策

の中心となっている豊富町鳥獣害防止対策協議会 では自己資金を保有していないので、その活動費 用をどのように拠出するか検討しなければならな い。

(9) その他

- ・アライグマ対策はH19年度から捕獲に努めている(27頭)。行政(市)主導で捕獲業務を実施しているが、限界に来ている。農協(農業者を含め)主導への転換を検討中であるが、捕獲体制の構築が難しい。
- ・近年エゾシカの急増により果樹・野菜等の被害が増加しており、現行の狩猟期間での対応では被害を減少させることは難しいことから、狩猟期間の延長を検討してほしい。また、ヒグマについても同様、農業被害が拡大しており、狩猟期間以外、特に春の駆除を検討願いたい。
- ・大規模なシカ柵を整備し、農作物被害防止に大きな効果が得られているが、すでに設置から10年程度経過しており、今後は大幅な補修・更新が必要となってくる。
- ・農業被害のほとんどがエゾシカ食害であり、その対策に絞って各種事業に取り組んできた。(有害鳥獣の捕獲・シカ侵入防止柵・電気牧柵・北海道犬の導入など。)費用負担が大きく、労力もかかっているのが課題である。

3.3 被害防止計画の作成状況

次に、特措法で作成が求められている被害防止 計画の作成状況を聞いた結果を表3に示す。

回 答	市町村数
作成した	1
今年度中に作成する予定	2 2
来年度以降に作成する予定	4
作成する予定はない	2 2
検討しているが未定	4 8
検討していない	1 1

表3 被害防止計画の作成状況

回答市町村のうち被害防止計画を作成したのは 小平町1町のみ(対象鳥獣はシカ)であった。作 成の予定を持つ市町村を合わせても27と、少数 にとどまっている。これには法律の施行からあま り時間が経過していないという事情も働いている ものと思われる。検討中の市町村が48にのぼっ ていることから、今後作成する市町村が増える可 能性もある。

一方、計画を作成する予定のない市町村が22、 検討していない市町村が11あるが、このことは 必ずしもこれらの市町村で鳥獣被害が問題になっ ていないということを意味しない。これらの市町 村のうち従来まったく鳥獣害対策をしていないの は4町のみであり、それ以外は多かれ少なかれ鳥 獣害対策を行っており、後述の「鳥獣被害対策上の困難・問題点」に他市町村と同様深刻な回答を寄せている。このことから推して、計画を作成しないのは必ずしも鳥獣害が深刻でないからではなく、他の何らかの理由で作成しないことを選択しているものと考えられる。ただし、今回の調査からはその理由までは明らかにしえなかった。

3. 4 被害防止計画に盛り込む施策

前問で被害防止計画を「作成した」、「今年度中に作成する予定」または「来年度以降に作成する予定」と答えた27市町村に、対象とする鳥獣を挙げてもらい、その鳥獣ごとに計画に盛り込んだ、あるいは盛り込むことを検討中の項目を選んでもらった。これらの項目はいずれも特措法に挙げられているものである。結果を表4に示す。

対象とされる鳥獣は、従来から多くの市町村で 対策対象となっているシカ、ヒグマ、カラス、キ ツネ、アライグマ、ハトが多いが、なかでもシカ、 ヒグマ、アライグマが盛り込まれる比率が高い。 これらの対策に困難を感じている市町村が多いこ とがうかがわれる。海岸部ではトド、アシカ、ア ザラシもみられる。

対策の内容は対象鳥獣によって当然異なるが、 多くの鳥獣に共通しているのは、実際に対策に当 たる鳥獣被害対策実施隊の設置と隊員の育成、捕 獲の継続、残滓の処理体制の整備、住民への普及・ 啓発である。シカの場合にはそれ以外に肉の利活 用が、またシカとヒグマでは防護柵・電気牧柵の 設置と捕獲許可権限の委譲が検討されている。

3.5 鳥獣害防止総合支援事業への応募状況

次に総合支援事業への応募状況を聞いた。結果 は表5のとおりである。

表 5 総合支援事業への応募状況

回 答	市町村数
応募した	3
来年度以降、公募があれば応募する予定	5
応募する予定はない	3 2
検討しているが未定	4 6
検討していない	2 2

応募したのは小平町、豊富町、芦別市の3市町であった。対象鳥獣は、小平町がシカ、豊富町がシカ、キツネ、アライグマなど、芦別市がシカ、ヒグマ、アライグマとなっている。総合支援事業は採択要件として、被害防止計画が作成されていることを求めているが、応募時点ですでに計画が作成されていたのは、前述のとおり小平町のみであり、豊富町と芦別市はともに作成予定であった。これら3市町に、「来年度以降、公募があれば応

表 4 被害防止計画に盛り込む施策

対	象鳥獣	シカ	ヒグマ	カラス	キツネ	アライ グマ	ハト	トド	ノイヌ	カモメ	アシカ	アザラシ
	按害防止計画」を作成済み たは作成予定の市町村	21	15	7	5	5	4	2	1	1	1	1
捕	獲											
	捕獲許可権限の移譲を受ける	8	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	捕獲予定頭数の設定	13	6	1	2	3	0	1	0	0	0	0
	(科学的知見の入手先を具体的に)	1 a	0	0	0	0	0	1 ^j	0	0	0	0
	捕獲機材の整備	5	5	4	3	5	2	0	0	0	0	0
捕	獲以外の被害防止施策											
	防護柵・電気牧柵の設置	13	7	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	刈り払いによる緩衝帯の設置	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生ごみ・農作物残渣の管理指導	5	6	3	4	3	2	0	0	0	0	0
	犬などを活用した追い払い	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	住民への普及・啓発	12	9	3	4	4	2	0	0	0	0	0
	生息地の整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の被害防止施策(具体的に)	2 b	0	1 ^d	1	1	1 ^g	1 ^k	0	0	0	0
実	施体制											
	対策協議会の設置	14	6	4	4	3	3	1	0	0	0	0
	鳥獣被害対策実施隊の設置	13	9	4	3	2	2	2	0	1	1	1
	同実施隊員の育成	7	6	2	2	1	0	0	0	0	0	0
	その他の実施体制整備(具体的に)	1 °	0	1 ^e	0	0	1 ^h	0	1	0	0	0
捕	獲鳥獣の処理											
	処理体制整備	6	3	2	2	1	2	1	0	0	0	0
	肉の利活用	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の処理体制整備(具体的に)	2	1	1 ^f	0	0	1 ⁱ	0	1 ^m	0	0	0
	ー 画作成や人材育成のため国や道に 門家の派遣・助言を要請	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0

- (注1) 数字は当該項目に「〇」または語句を記入した市町村数を表す。
- (注2) 質問対象は27市町村であり、そのうち無回答の2町と「内容未定」の2市町を除く23市町村が具体的な回答を寄せた。無回答の2町と「内容未定」の2市町は表に含まれない。
- (注3)複数の鳥獣について回答した市町村が19あった。それらの場合、各鳥獣についての回答を1とカウントした。
- (注4) アルファベットの添え字はそれぞれ次の回答があったことを表す。
 - a:「従来の捕獲頭数(年100頭)」1 b:「生息状況調査」1、未記入1 c:「猟友会に委託」1 d:「牛舎等侵入防止」1
 - e:「猟友会に委託」1 f:「最終処分場」1 g:「牛舎等侵入防止」1 h:「猟友会に委託」1 i:「最終処分場」1
 - j:「北海道連合海区漁業調整委員会」1 k:「銃による威嚇」1 l:「猟友会に委託」1 m:「最終処分場」1

募する予定」と答えた5市町を加えても、応募の 意向をもっているのは8市町にとどまり、被害防 止計画の作成に比べても少ない。

なお、公募終了後の農林水産省の資料によれば、 北海道から応募して採択されたのはここに挙げた 3市町と、アンケートに回答を寄せていない6市 町、合わせて9市町であった⁽⁴⁾。これは北海道内全 180市町村の5%にあたる。

農林水産省からの情報によれば、北海道を含め 全国から応募した市町村160のすべてが採用さ れた。それらへの交付金を合計しても総合支援事 業の2008年度予算約28億円に達しなかった ため、追加的な公募を実施したわけである。

3. 6 鳥獣害防止総合支援事業に盛り込む施策

前問で総合支援事業に「応募した」または「来年度以降、公募があれば応募する予定」と答えた8市町に、対象鳥獣ごとに事業に盛り込んだ、あるいは盛り込むことを検討中の項目を選んでもらった。これらの項目はいずれも総合支援事業の公募要領(1)に挙げられているものである。結果を表6に示す。前述の被害防止計画に盛り込む施策に見られた傾向がここでもうかがわれる。

3.7 国への要望

被害防止計画の作成と支援について国への要望

表 6	鳥獣害防止総合支援事業に盛り込む施策

対象	農	シカ	ヒグマ	カラス	キツネ	アライグマ	ハト
	獣害防止総合支援事業」に応募済み は応募予定の市町村	7	2	1	2	3	1
推進	事業	=					
	甫獲						
	狩猟免許の取得	2	1	1	1	2	1
	捕獲実施	5	1	1	2	3	1
Ī	甫獲以外の被害防止施策						
	現場技術指導者の育成	0	0	0	0	0	0
	防護柵・電気牧柵等の設置	3 a	0	0	0	0	0
	刈り払いによる緩衝帯の設置	0	0	0	0	0	0
	生ごみ・農作物残渣の管理指導	1	1	1	1	0	1
	犬などを活用した追い払い	0	0	0	0	0	0
	住民への普及・啓発	4	1	1	2	2	1
	生息地の整備	0	0	0	0	0	0
	その他の被害防止施策(具体的に)	3 b	0	0	1 °	2 ^d	0
整備	事業	-					
衤	坡害防止施設(防護柵・電気牧柵等)	4	0	0	0	0	0
ŧ	甫獲鳥獣の処理・加工施設	3	0	0	0	0	0
国や	道に専門家の派遣を要請	1	0	0	0	1	0
専門	的知識を有する者に事業の一部委託	1	0	0	0	0	0

- (注1) 数字は当該項目に「O」または語句を記入した市町村数を表す。
- (注2) 質問対象は8市町村であり、その全部が回答を寄せた。
- (注3)複数の鳥獣について回答した市町村が5あった。それらの場合、各鳥獣についての回答を1とカウントした。
- (注4)「未定」が1町あった。その回答は表に含まれない。
- (注5) アルファベットの添え字はそれぞれ次の回答があったことを表す。
 - a:「調査する」1を含む b:「被害状況調査」2、「生息調査」1 c:「生息調査」1 d:「被害状況調査」1、「生息調査」1

を自由に述べてもらったところ、31市町村から 回答があった(一部、国と北海道双方への要望を 含む)。最も多かったのは、支援事業の内容拡大の 要望であった(19市町村)。

特徴的なものを以下に示す。

(1) 支援事業の内容拡大の要望

- ・特措法や総合支援事業の交付金の補助率を上げ てほしい。
- ・H20~22年度の3ヵ年事業であるが、事業 採択については単年度毎とのことである。当町で は事業内容として侵入防止柵を3ヵ年で対象全地 区に設置することから、事業採択についても3ヵ 年確約されたものとしてほしい。
- ・単年度ごとの補助事業ではなく、長期間地域全体の生息調査が実施できる補助事業の確立をお願いしたい。
- ・今回の計画はどちらかといえば本州寄りの計画 で、北海道の実態では支援事業も使いづらいと思 う。もう少しそれぞれの地域で使いやすい事業内 容にしてほしい。
- ・事業実施体や補助メニューの拡大。現在示されている補助対象事業内容においては、苫小牧市の

場合対象とならない。

- ・エゾシカやアライグマの処分経費は、今回のソフト事業では補助対象外。補助対象経費の拡充を 希望。
- ・今回の総合対策事業ではハンターに対する日当 や駆除奨励金については補助対象外となっている ことから、事業内容に関しての検討を要望する。
- ・猟友会に対する狩猟税の軽減措置の活用を検討 していくが、より簡易な方法での財政支援が望ま れる。
- ・①被害の状況は深刻と思えるが、捕獲隊員への 補償は不十分ではないか。狩猟税 1/2、非常勤職 員への報酬(低額): 仕事を休んでまで積極的に取 り組むことは見込まれないのではないか。②市町 村長による市町村職員等の捕獲隊員への指名: 仕 事の一環では捕獲意欲の継続はなく、短期の一過 性に終わると思われる。(専門職ではないため、職 場の異動もあり。)③ライフル所持要件の緩和・拡 大。(ベテランハンターの減少の中、若手ハンター の散弾銃では捕獲に限度あり。道内の広い牧草地 等では近づくのも困難。)
- ・補助制度の拡充は大変ありがたいが、地域が補

助を希望しているものが対象外であったり事務が 煩雑になったりしては、せっかくの制度が生かし 切れない。喫緊の施策であるので、柔軟な対応や 都道府県に裁量権を渡すなど希望する。弟子屈町 では、有害鳥獣の捕獲に対する補助を新たに事業 の対象としてほしい。鹿柵の費用負担軽減(交付 税)は大変ありがたいが、事業採択基準が厳しく なったり事務が過大にならないよう希望する。

- ・エゾシカ駆除経費及び処理経費についても補助対象としてほしい。ヒグマについては被害が人命と直結してしまう。ツキノワグマと大きさが違うため、当町でも毎年のように人身事故があり、平成13年と17年には町民が尊い命を失っている。学校周辺に出没した場合は父兄に送迎の負担が増える。何らかの財政的な支援策はないか。
- ・国と北海道に。特に被害を受ける作物(にんじん)は、4年輪作体系の中に組み込まれ、被害を受ける畑は町内転々と変わるが、被害を受ける畑も当然予想される。そこで補助対象で電気柵を購入した場合、予想される毎年変わる出没箇所に移動して使用できるようにしてほしい。作物面積当たりの面積が大きいため、連続した「受益者3戸以上」の要件を緩和してほしい。
- ・ハード事業については、受益農家が3戸以上であること、1件あたりの事業費が50万円以上であることが条件とされているが、事業費の下限額の見直しを検討してほしい。事業費が50万円以上の場合、実施が難しい状況である。
- ・当市では簡易な電気柵の設置を考えているが、 毎年の設置と撤去及び放電対策が一番手間がかか ることから、維持管理の負担が少ない個人の圃場 を囲う場合にも補助の対象になるように措置して いただきたい。
- ・防止柵については農地の周囲に設置することにより効果はあがるが、農業者の高齢化等により意見がまとまらないこともあり、農業者負担がなく事業が行えるよう検討願いたい。
- ・国と北海道に。アライグマの専門家を派遣していただき、生息場所、習性、効率的な捕獲方法を 指南していただきたい。③駆除専門部隊を新設し、 被害市町村と連携し、駆除の実施支援。

(2) その他

- ・国と道に。トドによる刺し網や水産物への被害 の補填。
- ・国有林野へのスノーモービル乗り入れ許可発行、 残滓処理の適正化対策→ヒグマ対策にもなる。
- ・ハンターの高齢化や銃に関する規制強化のため、 年々銃の所持者が激減している。銃の所持につい て検討されるよう要望したい。
- ・対象鳥獣の生息数の把握は、市町村レベルで行 うのは、生息域の問題があり非常に難しいため、 国や道レベルでの調査を行ってほしい。
- ・国と道に。対象となる鳥獣の生息が広範囲に及

ぶため、一市町村での対応策では効果が期待できない。国(道)の施策として、根本的な対応策を望みたい。

- ・特措法は市町村を実施主体としているが、財政 支援の面からどの程度市町村に対して有効性があ るかはっきりしていない。現状から国も道も財政 支援はほとんどしていないため、各市町村の取り 組みに依存しており財政事情により被害防止の取 り組みにもバラつきが見られる。
- ・国と道に。鳥獣の保護計画または管理計画があるが、保護の本質を履き違えるとき、自然環境が保護鳥獣によって破壊され、人間界の生産物に寄せてくる被害を他人事のように、研究と称している事金とず手遅れ状態を生み出している実態を認識してほしい。「人間が獣の被害にあったとり」捕獲許可が出る状態は、殺人を認めていると場合」捕獲許可が出る状態は、殺人を認めていると、保護計画の責任はどこにあるか疑問である。自治体が鳥獣被害対策を取り組むのは、一方で「保護計画」の負の部分を押し付けているように思える。憲法で保障されている安全安心な暮らしを確保よると思う。

3.8 北海道への要望

被害防止計画の作成と支援について北海道への 要望を自由に述べてもらったところ、27市町村 から回答があった(一部、国と北海道双方への要 望を含む)。内容別に分類すると、比較的多かった ものは表7のとおりである。

内容市町村数独自の支援策の要望13広域的な対策の要望5規制緩和の要望5専門的見地からの指導の要望4

表7 北海道への要望

(注) 1市町村が複数の内容を述べている場合、それぞれの内容を1とカウントした。

各分類の典型的な回答の例を挙げると、以下の とおりである(国と北海道双方への要望の例は前 項に掲げたので、ここでは省略する)。

(1)独自の支援策の要望

- ・特措法において道は第三者的位置付けにあり、 道からの現実的な支援もあまり実施されていない。 特措法のような条件付きの支援ではない財政支援 を要望したい。
- ・国の事業の対象とならない支援制度に対して、 道独自に制度化して市町村を支援しては?(以前 のエゾシカ捕獲の補助など。)
- ・国とは違った支援制度があるとよい。気候・風土が違えば、害を及ぼす鳥獣の種類や被害の程度

も異なってくるので、国と連携した、より手厚い 支援制度を構築することを求める。

- 狩猟者登録料の減額措置。
- ・電気柵設置等に対する補助金。
- ・長期間地域全体の生息調査が実施できる補助事業の確立をお願いしたい。
- ・道農政部で通知している「防鹿柵計画・設計指針(案)」は国費補助事業の基準となっているが、この基準に基づく設置では事業費が高くなりすぎる。(国は今回のハード事業はこの基準に基づかなくてもいいと言っているが、会計検査等で説明必要。) 市町村が国費補助事業を活用してエゾシカ侵入防止柵を設置するためには、この道の基準を使用するか、あるいは市町村独自の根拠ある指針が必要となり、独自の根拠づくりは技術的に困難。道に低コスト鹿柵の設計指針を作成していただきたい。
- ・養鹿に関しては、捕獲から養鹿・食肉加工・流通といった一貫した体制が整備されなければ取り組むことは困難。早急な体制整備を望む。

(2) 広域的な対策の要望

- 残滓処理施設の整備と広域化、連携。
- ・農林水産業等に係る被害防止は、市町村単独に よる取り組みでは限界があり、道が主導のもと、 広域的な連携を図りながら防止について積極的に 推進していただけるよう要望する。
- ・エゾシカ被害は農林業だけでなく、自動車や列車事故も増加している。生態系の破壊にもつながっている。広範囲を移動する動物であり、一自治体の負担で解決することは困難である。広域な駆除を望む。

(3) 規制緩和の要望

- ・エゾシカの狩猟期間の延長と、春のヒグマ駆除 区域の拡大をお願いしたい。
- ・わなの設置に特定箇所が必要となったが、こと が起きて許可を得る形式では対応が後手になる。 わなは被害予防、早期対応にも、年間、町内一円 での設置許可を願いたい。

(4) 専門的見地からの指導の要望

- ・被害防止計画の作成に必要なヒグマ、エゾシカの生息数等の調査を行って欲しい。
- ・当市におけるシカの生息状況の把握が難しく、 今後把握していく上で、協力・指導願いたい。
- ・地域毎に駆除計画を定める必要があり、そのためのデータの提供と専門的な見地からの指導をお願いしたい。

(5) その他

捕獲時の資料提供が非常に事務的、捕獲現場への 配慮に欠けている。

4 考察

以上の結果から、調査時点での各市町村の動向について、暫定的に次の3点を指摘することがで

きよう。

第1に、従来から鳥獣被害対策をとっている市町村は多いが、特措法の求める被害防止計画を作成または作成予定の市町村は現在までのところ比較的少なく、総合支援事業に応募または応募予定の市町村はさらに少ない。ただし、特措法施行と総合支援事業開始からまだ間がないことから、今後各市町村での準備期間を経て徐々に増えていく可能性がある。

第2に、一方では従来実施してきた対策の特徴が被害防止計画に引き継がれ、さらに総合支援事業にも盛り込まれていく傾向がみられるが、他方では捕獲許可権限の委譲、鳥獣被害対策実施隊、残滓処理、肉の利活用など、一部の市町村にとってこれまで果たせなかった課題を実現する可能性が生まれてきたケースも見られる。鳥獣被害対策と野生生物保護に変化が生まれる兆しかもしれない。

第3に、市町村からの要望を踏まえて、特措法 と総合支援事業の内容、国と北海道に求められる 役割などについて、野生生物保護との整合性を保 ちながら再検討する余地が多分にある。

以上の点について、更なる調査を通じた分析が 必要である。今後の課題としたい。

謝辞

調査に協力下さった各自治体関係者に感謝の意を表す。また、本調査の設計にあたって助言を下さったのぼりべつクマ牧場・ヒグマ博物館の前田菜穂子氏と室蘭工業大学の丸山博氏に感謝する。この研究は平成18年度~20年度科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)「人間的側面研究に基づくヒグマ保護管理の社会実験ー北海道渡島半島地域住民との協働ー」(課題番号18510030)による研究成果の一部である。

猫文

- (1)農林水産省,平成20年度鳥獣害防止総合支援事業公募要領、(2008).
- (2)農林水産省,鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針,平成20年2月21日農林水産省告示第254号,(2008).
- (3)農林水産省,鳥獣害防止総合支援事業公募要領, (2008).
- (4)農林水産省,平成20年度鳥獣害防止総合支援事業採択(交付金交付候補者)一覧,(2008).

付録 調査票

鳥獣被害防止特措法に係る市町村の施策に関する緊急調査にご協力下さい

日頃より鳥獣被害対策でのお骨折り、ご苦労様です。私共は室蘭工業大学で鳥獣被害・対策と住民の意識・行動について研究している者です。

さて、ご承知のとおり今年2月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置 に関する法律(鳥獣被害防止特措法)が施行されました。また現在、この法律に基づいて市町村の施策をち程するため、農林水産法が農戦害防止終合を提棄業を必要しています。

の施策を支援するため、農林水産省が鳥獣書防止総合支援事業を公募しています。 この法律では、特に市町村による自主的な施策が重視されています。地域に即した市町村の工 夫によって、鳥獣被害をより効果的に防止することにつながる可能性があります。同時に他方で は都道府県の鳥獣保護事業との整合性を担保することが求められ、補獲以外の様々な防止策の実 施が求められています。このようにこの法律は、各市町村の対応次第で鳥獣被害防止と鳥獣保護 の双方が大きく変わっていく転換点となる可能性を孕んでいます。

そこで私共の研究室では、最も重要な役割を担う各市町村がこの法律の施行を受けてどのような施策をとろうとされているのか、直接お聞きする必要があると考えました。そのため、不躾ではありますが、このように調査票を送らせていただいた次第です。ご多忙中のところ恐れ入りますが、なにとぞご協力のほどお願いいたします。

この調査の結果は私共の研究の中で一つの資料として使わせていただくほか、論文や新聞、ウェブサイト、各種審議会などで公表させていただくことがありますが、回答資料の中に個人情報が含まれている場合、その情報は公表いたしません。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

2008年 (平成20年) 4月11日

室蘭工業大学 共通講座 亀田研究室 (代表亀田正人) 〒050-8585 室蘭市冰元町 27-1 TEL/FAX 0143-46-5819 Email kameda@mmm.muroran-it.ac.jp

以下の問いて、農水省が現在公募中の「鳥獣害防止総合支援事業」の応募締め切り日に当たる4月18日現在でお答え下さい。

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)に基づく「被害防止計画」を作成しましたか。

- A 作成した
- B 今年度中に作成する予定
- C 来年度以降に作成する予定
 - D 作成する予定はない
- E 検討しているが未定
 - 検討していない

2 「1」で「A」と答えられた場合は、たいへん恐れ入りますが、計画の写しを一部ご提供下さい。また、「B」または「C」と答えられた場合は、下の表に、対象とする鳥獣の種類ごとに、計画に盛り込むことを検討中の項目に〇を記入して下さい。

対象鳥獣(種類をお書き下さい)	
補獲	
捕獲許可権限の移譲を受ける	
補獲予定頭数の設定	
(科学的知見の入手先を具体的に)	
捕獲機材の整備	
捕獲以外の被害防止施策	
防護柵・電気牧柵の設置	
刈り払いによる緩衝帯の設置	
生ごみ・農作物残渣の管理指導	
犬などを活用した追い払い	
住民への普及・啓発	
生息地の整備	
その他の被害防止施策(具体的に)	
実施体制	
対策協議会の設置	
鳥獣被害対策実施隊の設置	
同実施隊員の育成	
その他の実施体制整備(具体的に)	
補獲鳥獣の処理	
処理体制整備	
肉の利活用	
その他の処理体制整備(具体的に)	
計画作成や人材育成のため国や道に	
専門家の派遣・助言を要請	

- 1

- 2 -

6 貴自治体で日頃から鳥獣被害対策を行ううえでの困難や、今後予想される問題にはどのようなものがありますか。主な事柄をお書き下さい。 		7 被害防止計画の作成と実施への支援について、国や同に要望することがあればお書き下さい。国に:		: 2/瘦		最後に、この調査票にご記入下さった部署名をお書き下さい。 市 町 村	ご協力ありがとうございました。ご回答内容について後日ご連絡申し上げることがあるかもしれませんが、その際はよろしくお願い心たします。
農水省が現在公募中の「鳥獣害防止総合支援事業」について伺います。この事業に応募しましたか。 A 応募した B 来年度以降、公募があれば応募する予定 C 応募する予定はない D 検討しているが未定 E 検討していない	「3」で「A」と答えられた場合は、たいへん恐れ入りますが、応募書類のうち「様式2 事業実施計画」と「応募者概要」の写し各1部をご提供下さい。個人情報の保護に差し支えのない・範囲で結構です。また、「B」と答えられた場合は、下の表に、対象とする鳥獣の種類ごとに、事業に盛り込むことを検討中の項目に○を記入して下さい。	対象局数 (種類をお書き下さい) 推進事業 捕獲 前類会許の取得 捕獲実施	捕獲以外の被害防止施策 現場技術指導者の膏成 防護柵・電気が指導の設置 対り払いによる緩衝帯の設置 生ごみ・機作物残渣の管理指導 大などを活用した追い払い	生息地の整備 その他の被害防止施策(具体的に) 整備事業 被害防止施設(防護柵・電気牧柵等) 捕獲鳥獣の処理・加工施設 国や道に専門家の派遣を要請 専門的知識を有する者に事業の一部委託	貴自治体ではこれまで鳥獣被害対策としてどのような施策をとってこられましたか。主な対象鳥獣ごとに、これまで実施してこられた項目にOを記入して下さい。(「被害防止計画」を作成済みの鳥獣については、それ以前についてお答え下さい。また欄が足りない場合は、欄を分割してお書き下さい。)対象鳥獣(種類をお書き下さい)	内職権・電気牧କ等の設置 刈り払いによる緩衝帯の設置 生ごみ・農作物残渣の管理指導 犬などを活用した追い払い 仕民への普及・啓発	全の他の被害的止陥策(具体的に) 情趣高能の加工施設設置 現場技術者の育成 国や道に専門家の派遣を要請 専門的知識を有する者に事業の一部委託